

ポストコロナにおける データ利活用に向けて

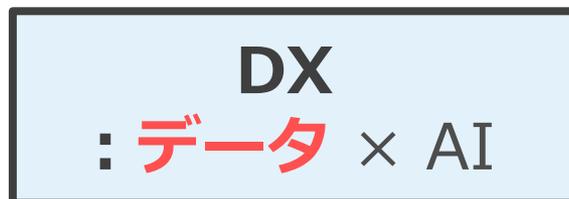
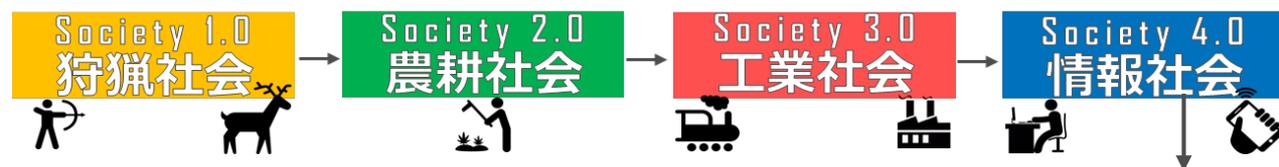
2021年3月1日

経団連 デジタルエコノミー推進委員会 企画部会長

損害保険ジャパン 取締役 専務執行役員

浦川 伸一

- ✓ わが国では、コロナ禍で社会のデジタル化の遅れが顕在化。
- ✓ **Society 5.0**の実現に向け、これまで以上にスピード感のある施策の推進が重要。
- ✓ DX（デジタルトランスフォーメーション）の中核である**データ利活用の促進は必要不可欠**。



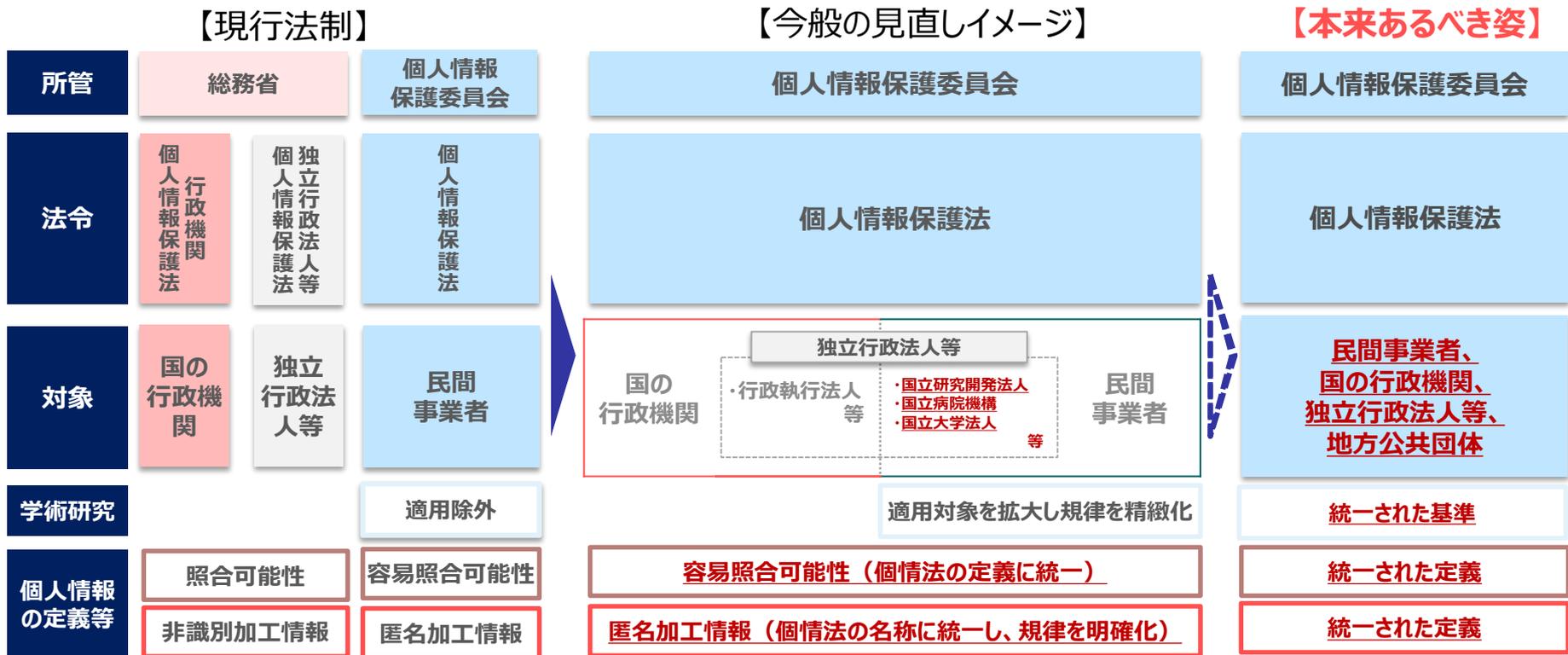
- ✓ わが国では、個人情報保護に関する規律が地方公共団体を含む官民で統一されていないため、**官－官・官－民の円滑な情報流通を阻害**。
- ✓ 個人情報の保護を図りつつ円滑な利活用を進めるためには、情報を保有する主体によって規律が異なるのではなく、**官民が同一の規律の下におかれるべき**。
- ✓ 地方公共団体を含む官民の個人情報の取扱いを一元化し、**いわゆる「2000個問題」を早急に解決すべき**。

約2000個の規律（＋解釈）

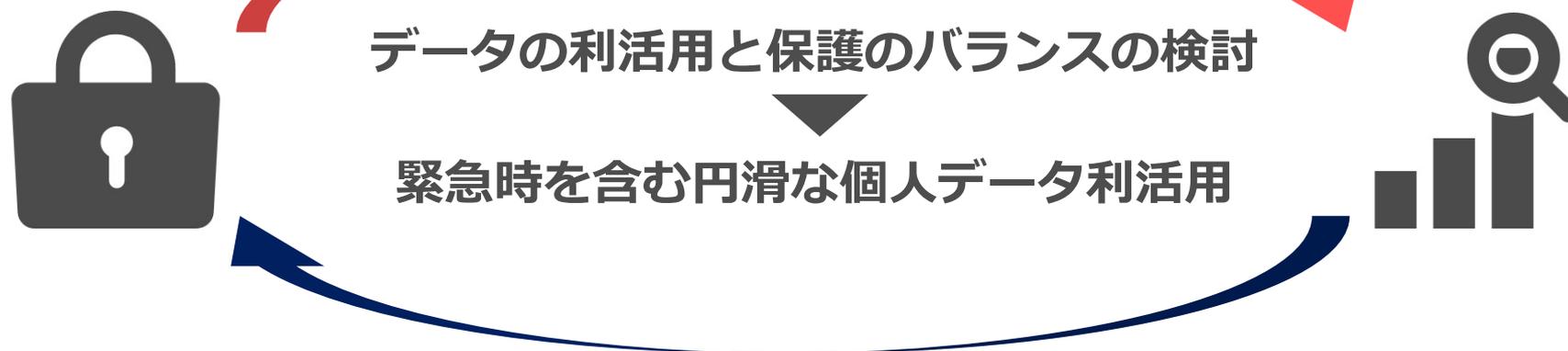


個人情報保護法制の一元化②

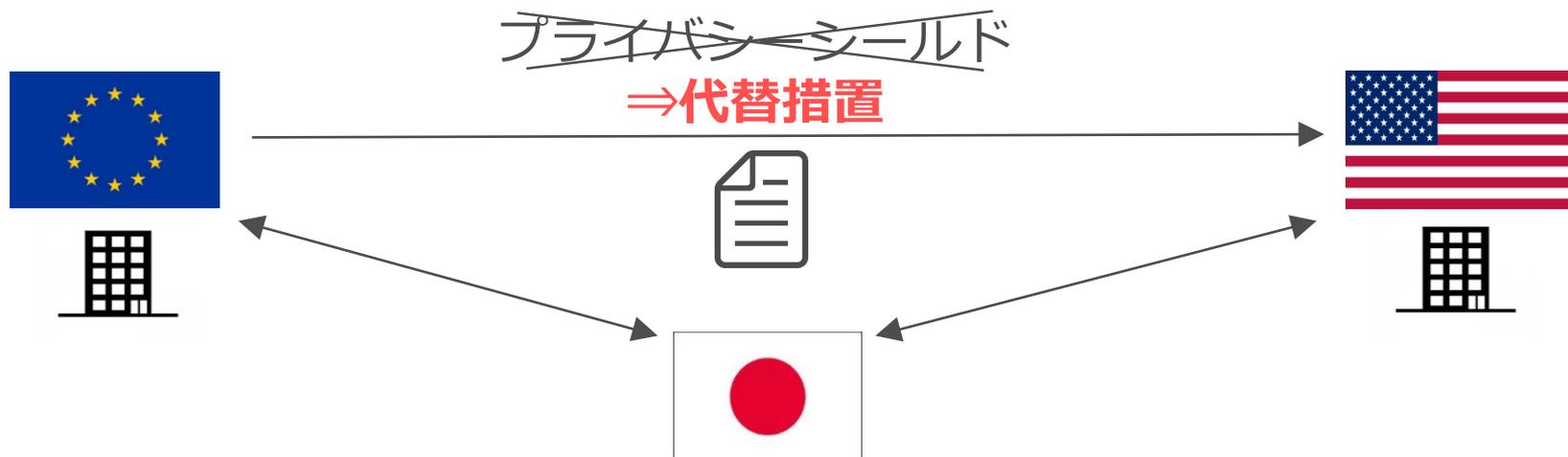
- ✓ 通常国会に提出された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」においては、個人情報保護三法が統合されたが、官民の規律が別々の章に記載されており、規律の差異は維持。
- ✓ **今後、民間・国の行政機関・独立行政法人等・地方公共団体の規律が完全に統合されることが重要。**



- ✓ 今般の新型コロナウイルス感染症拡大のような緊急時にも備え、**公益目的を含むデータの利活用と個人情報保護のバランス**に関する国民的なコンセンサスを、平時より形成することが重要。
- ✓ 社会全体の機運醸成に向け、**政府が中心となって、多様なステークホルダーを交えた議論**を進めるべき。
- ✓ 経団連としても、シンポジウムの開催等を通じ議論を喚起していく。



- ✓ 各国・地域で個人データや非個人データの保護・活用に関する制度整備が進展するなか、わが国としては、**DFFTの理念を共有する国・地域と連携し、国際的なデータ流通に関するルールを構築していくことが重要。**
- ✓ また、EUから米国の個人データ移転に関する「プライバシーシールド」の枠組みが無効とされたことにより、日米欧3極のデータ流通に支障が生じることを懸念。わが国政府より米国と欧州に対し**代替措置の早急な検討を働きかけることが必要。**



- ✓ 個人データ利活用の前提となるのは**個人による信頼**。
- ✓ 経団連では、2019年10月に掲げた「**個人データ適正利用経営宣言**」に基づき、各社の状況に応じた適切な取組みを推進。
- ✓ これにより、事業リスクの低減のみならず、**個人の安心・安全を担保し中長期的な企業価値の創造に寄与**。

「個人データ適正利用経営宣言」

【原則1】

経営者の
アカウントビリティ
確保

【原則2】

個人の安心・安全の
確保

【原則3】

個人データ活用に関する取組み推進

Keidanren

Policy & Action